

## 鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和3年2月9日（火曜日）

---

### 議事日程（第1号）

令和3年2月9日（火） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

第1 議席の指定及び変更

第2 会期の決定

追加第1 議長辞職の件

追加第2 議長の選挙

第3 常任委員の所属変更及び選任

第4 議会運営委員の選任

第5 議案第1号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号工事請負契約の締結  
についてまで（提案説明）

第6 組合行政一般に対する質問

8番 伊藤幾子議員

第7 議案第1号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号工事請負契約の締結  
についてまで（質疑・委員会付託）

~~~~~

### 会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

~~~~~

### 出席議員（18名）

1番	雲	坂	衛	2番	星	見	健	蔵
3番	岩	永	安	子	4番	石	田	憲太郎

5番	秋	山	智	博	6番	寺	坂	寛	夫
7番	山	田	延	孝	8番	伊	藤	幾	子
9番	小	倉	一	博	10番	谷	本	正	敏
11番	川	上		守	12番	大	河	原	昭
13番	柳		正	敏	14番	足	立	義	明
15番	田	村	繁	已	16番	吉	田	博	幸
17番	上	杉	栄	一	18番	上	田	孝	春

~~~~~

説明のため出席した者

|           |                 |         |
|-----------|-----------------|---------|
| 管 理 者     | 鳥 取 市 長         | 深 澤 義 彦 |
| 副 管 理 者   | 岩 美 町 長         | 西 垣 英 彦 |
| 副 管 理 者   | 智 頭 町 長         | 金 兒 英 夫 |
| 副 管 理 者   | 若 桜 町 長         | 矢 部 康 樹 |
| 副 管 理 者   | 八 頭 町 長         | 吉 田 英 人 |
| 副 管 理 者   | 鳥 取 市 副 市 長     | 羽 場 恭 一 |
| 事 務 局 長   |                 | 遠 藤 全   |
| 消 防 局 長   |                 | 福 田 昭 英 |
| 会 計 管 理 者 | 鳥 取 市 会 計 管 理 者 | 高 橋 徹   |

~~~~~

事務局職員出席者

書 記 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 長	森 山 武
書 記 次 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長	富 田 恵 子
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 係 長	毛 利 元
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 事	田 中 真 一

~~~~~

午前10時0分 開会

◆足立義明 副議長 皆様、おはようございます。ただいまから令和3年2月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして申し上げます。

本定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、出席者はマスクを着用することといたします。ご理解をお願いいたします。

その他に報告事項がありますので、書記長に報告させます。

◆**森山 武 書記長** 御報告いたします。まず、議員の異動についてです。

鳥取市議会選出の前田伸一議員、横山明議員、椋田昇一議員、砂田典男議員、以上4人の方々から辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書きの規定に基づき、令和3年1月17日付で議長より辞職を許可されました。

また、欠員となりました鳥取市議会選出議員につきましては、令和3年1月18日に鳥取市議会において選挙が行われ、雲坂衛議員、秋山智博議員、田村繁巳議員、上杉栄一議員、以上4人の方々を選出されました。以上、報告を終わります。

◆**足立義明 副議長** 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### 第1 議席の指定及び変更

◆**足立義明 副議長** 日程第1、議席の変更を議題とします。

まず、今回新たに選出されました方々の議席の指定を行います。会議規則第4条第2項の規定により、議長が指定します。その議席番号及び氏名を書記長に朗読させます。

◆**森山 武 書記長** 朗読いたします。

雲坂衛を1番、秋山智博議員を5番、田村繁巳議員を15番、上杉栄一議員を17番。以上、朗読を終わります。

◆**足立義明 副議長** ただいまの朗読のとおり、議席を指定しました。

次に、今回選出されました議員の方々の議席の指定に伴い、議席の一部を変更したいと思います。その議席番号及び氏名を書記長に朗読させます。

◆**森山 武 書記長** 朗読いたします。石田憲太郎議員を4番、寺坂寛夫議員を6番、山田延孝議員を7番、伊藤幾子議員を8番、吉田博幸議員を16番。以上、朗読を終わります。

◆**足立義明 副議長** お諮りします。ただいまの朗読のとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**足立義明 副議長** 御異議なしと認めます。したがって、ただいまの朗読のとおり、議席の一部を変更することに決定しました。

### 第2 会期の決定

◆**足立義明 副議長** 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から2月10日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**足立義明 副議長** 御異議なしと認めます。したがって、会期は2日間に決定しました。

議事整理のため、しばらく休憩します。議員の皆様はご着席のまま、しばらくお待ちください。

午前10時4分 休憩

午前10時5分 再開

◆足立義明 副議長 ただいまから、会議を再開します。

先ほど、議長の7番、山田延孝議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

◆足立義明 副議長 起立全員であります。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

#### 追加第1 議長辞職の件

◆足立義明 副議長 まず、その辞職願を書記長に朗読させます。

◆森山 武 書記長 朗読いたします。

辞職願。

この度、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可くださるようお願いいたします。

令和3年2月9日

鳥取県東部広域行政管理組合議会副議長 足立義明様

鳥取県東部広域行政管理組合議会議長 山田延孝

以上、朗読を終わります。

◆足立義明 副議長 お諮りします。

7番、山田延孝議員の議長の辞職を許可することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

◆足立義明 副議長 起立全員であります。したがって、山田延孝議員の議長の辞職を許可することに決定されました。

議事整理のため、しばらく休憩します。議員の皆様はご着席のまま、しばらくお待ちください。

午前10時8分 休憩

[7番山田延孝議員 入場]

午前10時9分 再開

◆足立義明 副議長 ただいまから、会議を再開します。

議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

◆足立義明 副議長 起立全員であります。したがって、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

#### 追加第2 議長の選挙

◆足立義明 副議長 これより、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆足立義明 副議長 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名につきましては副議長が行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆足立義明 副議長 御異議なしと認めます。したがって、副議長が指名することに決定しました。

議長に、6番、寺坂寛夫議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました、6番、寺坂寛夫議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆足立義明 副議長 御異議なしと認めます。したがって、寺坂寛夫議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました寺坂寛夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定に基づき、当選の告知をします。

寺坂寛夫議員、御挨拶をお願いいたします。

〔寺坂寛夫議長 登壇〕（拍手）

◆6番寺坂寛夫 議員 改めまして皆さんこんにちは。

ただいま指名推選によりまして議長を拝命しました寺坂寛夫でございます。鳥取市議会でございます。

この東部広域行政管理組合というのは非常に1市4町、皆様既に御承知のとおり、救急消防、あるいはまた一般廃棄物、不燃可燃物、両方の一般廃棄物の関係もございますし、また因幡霊場とか、あるいは最近では観光部門、福祉部、今またあらゆる部分でも取り組まれております。非常に重要で市民に密着した、この東部広域行政でございます。この1市4町、この議員の皆さんおられますけれど、ますますさらなる連携を強化して、この住みよいまちづくり、暮らしやすいまちづくり、さらなる皆さんのまちづくりに取り組めたらと思いますので、皆さんと一緒にやって取り組みたいと思います。

どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

◆足立義明 副議長 交代いたします。

〔足立義明 副議長 自席着席〕

〔寺坂寛夫 議長 議長席着席〕

◆寺坂寛夫 議長 それでは、議事を続行します。

### 第3 常任委員の所属変更及び選任

◆寺坂寛夫 議長 日程第3、常任委員の所属変更及び選任を議題とします。

総務消防委員の6番、寺坂寛夫から福祉環境委員に、福祉環境委員の2番、星見健蔵議員から総務消防委員に、福祉環境委員の4番、石田憲太郎議員から総務消防委員に、それぞれ所属を変更したい旨の申出書が議長に提出されております。

お諮りします。議員の申し出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆寺坂寛夫 議長 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することに決定しました。

次に、常任委員の選任を行います。

お諮りします。欠員中の常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、5番、秋山智博議員、17番、上杉栄一議員、以上2人の方々を総務消防委員に、1番、雲坂衛議員、15番、田村繁巳議員、以上2名の方々を福祉環境委員に、それぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆寺坂寛夫 議長 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方々をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

#### 第4 議会運営委員の選任

- ◆寺坂寛夫 議長 日程第4、議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。欠員中の議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、17番、上杉栄一議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆寺坂寛夫 議長 御異議なしと認めます。したがって、上杉栄一議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

#### 第5 議案第1号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号工事請負契約の締結についてまで（提案説明）

- ◆寺坂寛夫 議長 日程第5、議案第1号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号工事請負契約の締結についてまで、以上6案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

深澤管理者。

〔深澤義彦管理者 登壇〕

- ◆深澤義彦 管理者 本組合議会定例会に提案いたしました議案の説明に先立ちまして、本組合における共同処理事務の取組状況について御報告いたします。

喫緊の課題であります可燃物処理施設の整備につきましては、昨年10月からプラント建設工事に着手し、現在、工場の主要な設備となる発電設備や排ガス処理設備の設置を行っており、昨年4月から進めていた工場棟の基礎工事についても12月末に完了したところです。令和4年8月の本稼働に向け、令和4年4月から施設の試運転を行うため、ごみの全量受入れを行う予定としています。

また、老朽化と併せ耐震不足となっている消防庁舎につきましても、計画的に整備を進めており、引き続き、圏域住民の安全・安心を確保するため、組織市町と一体となって、取組を進めてまいります。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして御説明いたします。

議案第1号の令和2年度一般会計補正予算につきましては、総額2,635万2,000円の減額を行うもので、消防庁舎整備事業など、事業費の確定により計上したものです。

議案第2号は、令和3年度一般会計予算であります。予算規模は、167億7,903万5,000円、前年度に比べ、60億2,723万9,000円の増、増減率といたしまして、プラス56.1%の予算を計上したものです。

その概要を申し上げます。総務費では、総括事務費、職員厚生研修費などの義務的経費のほか、庁舎等管理事務費として、事務局庁舎空調設備の修繕経費を計上しています。民生費では、介護認定審査会、障害者総合支援審査会及び休日急患歯科診療業務などの経費を計上しています。衛生費では、各施設の維持管理経費、不燃物最終処分場の土堰堤築堤経費及び可燃物処理施設の整備に伴うプラント建設工事費などの経費を計上しています。消費費につきましては、常備消防を維持するために必要な経費のほか、八頭消防署智頭出張所及び用瀬出張所の庁舎整備に伴う経費並びに水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の更新に伴う経費を計上しています。

議案第3号の令和3年度因幡ふるさと振興事業費特別会計予算につきましては、225万4,000円を計上したものです。地域連携DMO一般社団法人麒麟のまち観光局に対して運営支援を行い、引き続き圏域観光の振興を図ってまいります。

議案第4号は、防疫等業務に従事した消防職員の特殊勤務手当及び新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した消防職員の特殊勤務手当の特例を定めるため、条例を一部改正するものです。

議案第5号は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準を見直すとともに、所要の整理を行うため、条例を一部改正するものです。

議案第6号は、八頭消防署智頭出張所新築工事施工のため、建築工事請負契約の締結に関して議決を得るものです。

以上、今回提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 第6 組合行政一般に対する質問

◆寺坂寛夫 議長 日程第6、組合行政一般に対する質問を行います。

議長に発言通告書が提出されておりますので、発言を許可します。

8番、伊藤幾子議員。

〔8番伊藤幾子議員 登壇〕

◆8番伊藤幾子 議員 8番、伊藤です。通告に従って質問をいたします。

新可燃物処理施設について質問します。

先ほど管理者が述べられたように、現在、鳥取市河原町国英地区において、来年8月の本稼働に向け、新可燃物処理施設の建設工事が進められているところです。そして、本稼働の前に、来年4月から1市4町のごみを全量受け入れて、4か月間を試運転期間とする予定となっております。今定例会に向けた1月26日の第3回正副管理者会議議事要旨によると、来年4月からの試運転は、供用開始までに求めている性能が100%発揮できるかを確認するためと、事務局は説明しています。試運転で確認するという供用開始までに求めている性能の100%というのはどういうものなのか、改めてお尋ねをします。

以上、登壇での質問といたします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

◆深澤義彦 管理者 伊藤議員の御質問にお答えをいたします。

現在整備を進めている可燃物処理施設につきましては、順調に工事が進んでおりまして、令和4年4月1日から可燃物の受入れを開始をいたしまして、試運転を行っていく予定としております。

本施設は性能発注方式であるため、各機器類の動作確認や調整だけでなく、入札時に発注仕様書で示した諸条件や性能を満たしているかどうか確認が必要となります。具体的には、1日につき240トンの処理能力を有すること、24時間連続運転が可能であること、公害防止基準を全て満たすことなどについて確認するために実施するものであり、性能の確認が出来た後に施設が竣工となり、引渡しを受け本稼働することとしております。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 8番、伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 はい、それでは続けて聞かせていただきます。

先ほど性能100%という何を確認するかという御答弁がありました。それをするためにですね、1市4町からごみを全量4月から受け入れるということですが、このごみの全量、大体どのくらいの量を見込んでいるのかお尋ねをします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

◆深澤義彦 管理者 お答えいたします。

試運転を実施する際のごみの量について建設工事の受注者でありますJFEエンジニアリング株式会社と協議を行いまして、現時点では2つの焼却炉を同時に運転する2炉運転を60日程度、2つの焼却炉を1炉ずつ交互に運転する1炉交互運転を40日程度実施する予定としておりまして、約1万9,000トンのごみ量が必要と見込んでおります。

現在、鳥取市が管理運営を行っております神谷清掃工場の令和元年4月から7月までの4か月間に持ち込まれたごみの総量は、1万9,818トンでありまして、試運転に必要なとしておりますこのごみ量1万9,000トンとほぼ同程度であるため、4月からごみの全量受入れを行うものであります。以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 8番、伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 試運転に必要なごみの量は確保できると、そういう言い方ができるかと思うんですけども、言い換えれば、あまり1市4町東部圏域のごみの量がここ近年減ってきてはいないんだなというね、ことも考えられるかなと思いますが、ここ近年、東部圏域の可燃ごみの量の推移についてはどうなっているのか、お尋ねします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 事務局長よりお答えいたします。

◆寺坂寛夫 議長 遠藤事務局長。

◆遠藤 全 事務局長 はい、お答えします。

鳥取市が管理運営を行っている神谷清掃工場に直近5年間に搬入されたごみの量は、平成27年度は5万8,521トン、平成21年度が5万7,373トン、平成29年度が5万7,803トン、平成30年度は5万7,125トン、令和元年度が5万7,615トンでございます、ほぼ同程度で推移をしております。

以上でございます。



◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 大体横ばいだという状況はわかりました。それです、鳥取市の今現在、神谷清掃工場に1市4町の可燃ごみが運ばれて、そこで処理をされています。来年4月からは新しく、今つくっているリンピアいなばってという名前もつきましたけれども、そこに運び込まれます。つまり収集運搬体制が変わってくるということも考えられますし、それが一体どうなるのかという問題も起きていていると思います。

管理者はですね、平成31年2月定例会で、新施設の供用に先立って、収集運搬体制が整っていることが必要であり、引き続き構成市町と協力して取り組んでまいりたいと答弁されています。収集運搬業務は基本各市町村の仕事だということが言われていますけれども、けれどもこの答弁でいけばですね、東部広域としても一緒になって取り組んでいくんだと、そのように私は理解をしています。そこでですね、今現在、この収集運搬体制についての検討状況がどうなっているのか、お尋ねをします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第6条の2で、市町村が一般廃棄物処理計画に従って一般廃棄物を収集運搬処分しなければならないことが定めてありまして、このうち処分につきましては本組合の共同処理事務となりますがその前段の収集運搬につきましては、組織市町の固有事務であります。

本施設を円滑に運営するためには組織市町での収集運搬体制の整備が非常に重要となってまいります。現在新設への移行に向けて組織市町において、収集体制の点検、見直しが行われているところであります。

以上です。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 構成市町で収集運搬体制についての点検見直しが行われているという状況だということですが、平成28年8月1日、可燃物処理施設整備事業に伴う基本協定が、東部広域と1市4町の構成市町、そして国英地区全14集落との間で結ばれました。そして同年11月27日には、施設の運転管理や公害防止等に関する細目協定が結ばれました。

この細目協定ではですね、構成市町は、ごみ運搬車両の運行管理を行うことにより、車両の集中を避けるとともに、低公害車の導入を図ります、ということ、そして、ごみ運搬車両は、原則、県道河原インター線及び河原インター山手工業団地内を経由して施設に搬入するものとします。なお、県道河原インター線への進入は、国道53号方面に偏らず、可能な限り国道29号方面から行うなど、施設の周辺集落の環境に配慮するものとし、このように、細目協定では確認をされています。

そこでですが、この細目協定で確認されていること、どのように対応する考えなのか、お尋ねをします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

この細目協定で定めております事柄に対応するため、搬入ルートの分散化、搬入搬出時間の分散化、また、低公害車の導入促進など、ごみ収集車両の運行管理指導を行うよう、組織市町担当課長会などで周知徹底を図っております。

特に県道河原インター線への進入を可能な限り国道29号線方面から行うことにつきましては、近隣の集落からの強い要望がありまして、昨年の12月、鳥取市の担当課に本組合を同行して、地元説明会を開催をいたしまして、収集運搬計画の説明を行ったところであります。

以上です。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 ごみの受入れについてですね、細目協定で、施設の周辺集落の環境に配慮するものと、そのように確認をされてますので、当然その周辺集落の意見等を聞く必要は当然あると思うんですね。

先ほど管理者の御答弁の中で、昨年12月に東部広域も一緒に行って、鳥取市がその集落と意見交換をしたと、話を聞いたと。そういった御答弁ありましたけれども、私も鳥取市議会12月定例会の総務企画委員会の中で、そういう説明を受けました。12月19日に周辺集落である福和田と意見交換をすると、これからすると、そういう説明を受けました。

そこですら、東部広域として、この12月19日の意見交換、この場でですね、どのような意見及び要望が出されたかと認識しているのか、お聞きをします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 事務局長よりお答えいたします。

◆寺坂寛夫 議長 遠藤事務局長。

◆遠藤 全 事務局長 はい、お答えいたします。

昨年12月に開催をしました説明会で出されました主な意見といたしましては、ごみ運搬車両の県道河原インター線への進入につきまして、極力、国道53号側からの進入を控え、国道29号側からの進入とすること。それから、県道河原インター線を入る人、自転車、農耕車などが安全に横断するため、信号機または横断歩道を設置すること。それから、ごみ運搬車両を環境に配慮した車両とすること。そういったことの要望、要望意見等がございました。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 今、昨年の12月19日に、福和田に説明をされたときに出された要望だということで御答弁いただきましたけれども、そのような声に対してですね、どのように対応していく考えなのか、お尋ねをします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

福和田集落から出されました意見、要望につきましては、収集運搬や交通安全に関することでありまして、組織市町での対応、具体的には地元鳥取市ということになるわけでありまして、組織市町での対応となります。

本組合といたしましても、連携をして対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 収集運搬は市町村の仕事なのでということだけれども、市の対応だけれども、広域も一緒になって連携して対応していくという御答弁でした。

今年の1月28日に、私もその福和田の方々の話を聞かせていただきました。市議会のほうの会派のほうで行って、みんなで聞いてきました。いろいろ話を聞かせていただいて、先ほどね、12月に出された要望を御紹介ありましたが、本当に交通量が増えるということをととても心配されておりました。とにかく強い要望の一つが、車の台数、収集車ですね、この台数を減らしてほしいというね、それが強い要望でありました。

そのほかにもですね、先ほど言われた以外に私たちが聞いてきたのはですね、収集車にステッカーを張ってほしいと。それは市町村が家庭ごみの収集を委託している委託収集車はもちろんのこと、事業所ごみを搬入する許可業者の車にもステッカーを張ってほしいと。このステッカーというのは何でかって言いますとね、むちゃくちゃな運転をしてたりとかですね、ちょっとスピードを出して走っていると、そのステッカーを見たら何番の車がこんなことしてたというふうに通報しやすくなるんじゃないかということで、そういうステッカーをつけてほしいという声もありました。

それで、平成24年3月にね、環境影響評価準備書の概要っていう資料を、以前いただいておまして、ここにはですねその環境保全に対して、事業者がこんな措置をしていますよということがいろいろ書かれてるわけですね。その中でですね、廃棄物運搬車両等の走行というところで、ごみ収集車両等の不要なアイドリングや空吹かし、急加速、急発進等の高負荷運転の防止と、エコドライブを徹底しますと、これが事業者側がそういうふうに通じてるわけですね。

私これを見たときに、なるほどな、なかなかそのね、車のナンバーなんて覚えられませんよ。だけでもステッカーでもうすぐ分かるような印があればね、確かに住民の方が何かあったときに、広域なり鳥取市なり、通報できるんだなと思って私は聞かせていただきました。

それから本当に自分たちが知らない間に勝手に決めないでと、やはりそういったこともありましたので、本当に説明をしていくということの大事さは、強調していきたいと思えます。

それでですね、実際ね、この収集車の台数を本当に減らしてほしいという、だからルートを考えてほしいというふうなね、こともありましたけれども、今現在、神谷清掃工場に出入りをしている車両の台数、これは月にしてどれくらいあるのか、お聞きをします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 事務局長よりお答えいたします。

◆寺坂寛夫 議長 遠藤事務局長。

◆遠藤 全 事務局長 はい、お答えいたします。

神谷清掃工場を管理をしている鳥取市の廃棄物対策課に確認をしましたところ、令和元年度における月ごとの車両の平均台数は5,062台とのことでございまして、これを日曜日を除いた1日当たりの平均ですと、1日211台ということになります。なお、年間の最大は、10月5,961台、最も少ないのは、2月の3,633台ということでございます。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 この台数っていうのは、市町村が委託をしている委託収集以外の許可業者であったり、持ち込み、自分たちで持ち込んでる台数もカウントされてる数字だと理解をしますけれども、1月28日にね、福和田集落の方たちに話を聞いたときに、こう言われてたんですね。12月19日の意見交換、説明、そのときに、神谷清掃工場への運搬車両の台数を尋ねましたと。そうしたら、委託収集の台数しか教えてもらえなかったと、

そういうふうに言われたんですよね。先ほどは全部ひっくるめた台数を言われたんですけど、12月のときには、委託収集の台数しか教えてもらえなかった。なぜそのような説明しかされなかったのでしょうか。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 事務局長よりお答えいたします。

◆寺坂寛夫 議長 遠藤事務局長。

◆遠藤 全 事務局長 はい、お答えいたします。

昨年12月の説明会の内容としましては、ごみ処理施設は神谷清掃工場からリンピアいなばに変更されることに伴いまして、1週間のうちに、何曜日の何時ぐらいにリンピアいなばにごみが搬入されるのか。また、国道53号線あるいは国道29号線、どちらから進入してくるのか。そういった運搬計画につきまして、鳥取市の一般家庭ごみ収集委託事業者の検討結果をもとに、鳥取市が報告をされたものでございます。したがって、鳥取市がごみ収集委託を行っていない事業所ごみ並びに直接持ち込まれるごみにつきましては、運搬計画が不明でございますので、説明を行わなかったということでございます。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 鳥取市のほうが報告したということですね。その細目協定にのっとってね、本当にいろいろと声を聞かせていただくのであれば、基本やはり情報というのは、きちんとやっぱり出すべきだと思うんですね。鳥取市のほうが報告したにしてもですね、なかなかその報告じゃあかんのじゃないかっていうことになれば、やっぱり同席してる東部広域のほうが、一言そこは市に対してでもですね、言うべきだったんじゃないのかなと私は思います。

それですね、鳥取市議会12月定例会総務企画委員会の資料ではですね、今度、今月あります2月の定例会に、収集スケジュール、この収集曜日がね、変更するところがあるというふう聞いてるんですけども、それに係る説明があつて、それで4月には自治連合会地区会長会で説明されて、その曜日とかが変更になる該当地域への説明文書配布依頼というのがあつて、それで4月以降に変更地域での説明会開催というふうには、私たちは聞いてるんですね。てなりますと、本当にそこで収集ルートだったり、あと実際リンピアいなばにね、搬入、あるいはは出ていく、帰って行くルート、そういったことがもう、そこまででも決められてしまうんじゃないかっていう不安が、住民の方たちにもあるんですけども、今後ね、周辺集落である福和田地区との集落との意見交換はどのようなスケジュールで行っていかれようと考えているのかお尋ねします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 事務局長よりお答えいたします。

◆寺坂寛夫 議長 遠藤事務局長。

◆遠藤 全 事務局長 はい、お答えいたします。

説明会の開催につきましては、鳥取市と連携をいたしまして近々開催をしたいと考えておるところでございます。

以上です。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 本当にね、やはり住民の方が分かるように、本当に情報が正しく住民の方に入るように、そこはしっかりと丁寧なね、やっぱり説明をしてください。やはりまずは説明、正しい情報がない限り、住民

の方も判断は出来ないし、理解や納得も出来ないし、やはりその前提はちゃんと聞かれたことには正しく答えていく、情報はしっかり出していく、そこが大前提だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからですね、周辺集落の福和田集落の要望はとにかく車の台数を減らしてほしいと。道路が、フルーツライン道路ですかね、あれが出来てからとにかく車の行き来が増えたと。ただでさえなのに、それに加えて今度は収集車が走ることになるということで、自分たちにとってはもうあそこは生活道路なので、すごくそこに車が増えるんじゃないかというね、そういった不安を持っておられるわけです。

運搬車両の台数はどうやって減らしていけるかって考えると、運ぶごみを減らすしか基本ないと思うんですね。そのルートの変更で、今神谷だったら1台の車が4往復出来たけれども、遠くなるので今度は3往復が限度だっというような話も聞いてます。そういう中でね、この車の台数、4月には間に合わないかもしれないけれども、本当にこの何年かかけてでもですね、やっぱりこの運搬車両の台数を減らしていくということが、考えないといけないと思うんですね。そういう点でいえばですね、細目協定でもそのように、環境に配慮するだとか、周辺集落のね、そういうことがうたわれてるわけですから、やはりこの間、なかなか意見は合わなかったけれども、東部広域行政管理組合としてのごみの減量化目標を持ってですね、やはり処理をしていく。ごみの量をそもそもね、やっぱり減らしていくという、そういう取組が必要だと思いますけれども、その点はどうか。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

ごみ減量化の目標につきましては、特に定めておりませんが、令和2年2月に策定いたしました一般廃棄物処理基本計画で定めたごみ排出抑制目標に基づき、令和16年度までのごみの推計を行っておりまして、引き続き、組織市町と連携を図り、家庭ごみや事業所ごみの排出抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 新しい可燃物処理場を建設するというので、いろんな議論がありました。いよいよ来年から試運転ができる、本稼働に入るという時期に今なってるんですけども、出来てしまえばしまいでなくて、本当に収集運搬ということがね、やはりその施設の周辺の集落の方の心配事になってるということを考えて、本当に一部の地域の問題ではなくて、やはり圏域としてね、特に鳥取市がもう圧倒的に多いんですけど、やっぱりそのごみを減らして収集運搬の台数を減らしていくというね、やはりそういうことに取り組まないといけないと思うんですよ。

先ほど管理者が言われたようにこの一般廃棄物ごみ処理、一般廃棄物処理基本計画では、基本ね、最低限現状維持だと、そういう目標なんです。事業系ごみも、景気の動向に左右される特性があるからなかなか削減目標を設定するのは難しいと。そういった答弁もされててね、具体的に幾ら減らしますよっていう目標は実際ないんですよ。とにかく減量化は目指すけれども具体的にどれだけ減らすっていう数値目標までは持ってないというのが今広域の現状なんです。

でね、冒頭新しい施設の性能云々かんぬんって話がありましたけれども、ここの事業者が決まったときに、高効率発電をしようとしてるんだけど、この発電の性能、ごみが3割減ったって、性能は維持できるというか、その性能が発揮できるというか、ごみの3割減っても、っていうふうに言われてるので、減らせるんです。3

割ごみを減らしたって、ちゃんと発電できる性能はありますよと、この事業者は言ってるんです。それは私は委員会を確認してますので。だからね、やっぱりそこはそうやって自信を持って受けた事業者が言われてるわけでしょ。だったら3割は減らすように広域として目標を持っていけば、車の台数は何台か減らせるんじゃないかと思うんですね。やっぱり我慢してくださいということを、周辺集落の方をお願いするのではなくて、やはりどうやっていったら圏域としてごみが減らしていけるのか、それによって車が何台減らしていけるのか、そういった展望もやはり私は、東部広域と、あと構成市町が一緒になってね、周辺集落の人たちに示していくというね、そのことも大事なことだと思いますので、近々、また周辺の集落の福和田集落と話をされるということなので、重ねて申しますけども、やはりしっかりと声を聞いていただいてですね、そこはしっかりと丁寧に説明をしていただいて、やはりそこは押しつけではなくて、本当にちゃんと相互がね、お互いが理解できるような、そういった話し合いを、回数限らず、要望があればしっかりと答えていく、そういった姿勢で臨んでいただきたいと思いますが、最後にその点について管理者のお考えをお聞かせください。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

[深澤義彦管理者 登壇]

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

周辺集落、また関係集落の皆さんとお互いに理解をしてしっかりといろんな御意見を伺って、押しつけではなくて管理運営していく、非常に重要なことで、大切なことであると私もかねがね思っております。また周辺集落の皆さん、福和田集落の皆さんもとより、いろんな情報を提供させていただきながら、御意見もいただいていく、そのような、良好な関係をこれから長期間にわたって、しっかりと保持していかないとはいけないと思っております。

またごみの減量化であります但是这はもう発電が目的ではありません。発電は、これは物質で再利用することじゃなくて、熱エネルギーで、またこれを再利用するというような考えであります究極はやはり持続可能な、そのような循環型の社会を形成をしていくということにあると考えておりますので、そのような視点でこのごみの減量化にも、組織市町一体となって、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 以上で、組合行政一般に対する質問を終了します。

#### 第7 議案第1号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号工事請負契約の締結についてまで（質疑・委員会付託）

◆寺坂寛夫 議長 日程第7、議案第1号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号工事請負契約の締結についてまで、以上6案を一括して議題とします。

これより6案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◆寺坂寛夫 議長 質疑なしと認めます。

議案第1号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号工事請負契約の締結についてまで、以上6案は、審査のため、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時52分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

副議長

前議長

議 員

議 員



## 鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和3年2月10日（水曜日）

### 議事日程（第2号）

令和3年2月10日（水） 午前10時0分開議 鳥取市議会議場

第1 議案第1号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号工事請負契約の締結についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

第2 閉会中の継続調査について

### 会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

### 出席議員（18名）

|     |   |   |   |    |     |   |   |     |
|-----|---|---|---|----|-----|---|---|-----|
| 1番  | 雲 | 坂 | 衛 | 2番 | 星   | 見 | 健 | 蔵   |
| 3番  | 岩 | 永 | 安 | 子  | 4番  | 石 | 田 | 憲太郎 |
| 5番  | 秋 | 山 | 智 | 博  | 6番  | 寺 | 坂 | 寛夫  |
| 7番  | 山 | 田 | 延 | 孝  | 8番  | 伊 | 藤 | 幾子  |
| 9番  | 小 | 倉 | 一 | 博  | 10番 | 谷 | 本 | 正敏  |
| 11番 | 川 | 上 | 守 |    | 12番 | 大 | 河 | 原昭洋 |
| 13番 | 柳 |   | 正 | 敏  | 14番 | 足 | 立 | 義明  |
| 15番 | 田 | 村 | 繁 | 巳  | 16番 | 吉 | 田 | 博幸  |
| 17番 | 上 | 杉 | 栄 | 一  | 18番 | 上 | 田 | 孝春  |

~~~~~

説明のため出席した者

管理者	鳥取市長	深澤義彦
副管理者	岩美町長	西垣英彦
副管理者	智頭町長	金児英夫
副管理者	若桜町長	矢部康樹
副管理者	八頭町長	吉田英人
副管理者	鳥取市副市長	羽場恭一
事務局長		遠藤全
消防局長		福田昭英
会計管理者	鳥取市会計管理者	高橋徹

~~~~~

事務局職員出席者

|      |            |      |
|------|------------|------|
| 書記長  | 鳥取市議会事務局長  | 森山武  |
| 書記次長 | 鳥取市議会事務局次長 | 富田恵子 |
| 書記   | 鳥取市議会事務局主任 | 橋本圭司 |
| 書記   | 鳥取市議会事務局主事 | 田中真一 |

~~~~~

午前10時0分 開議

◆寺坂寛夫 議長 皆様、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

◆森山 武書記長 御報告いたします。

昨日、開催されました議会運営委員会におきまして、委員長に2番、星見健蔵議員が、総務消防委員会におきまして、委員長に5番、秋山智博議員が、福祉環境委員会におきまして、副委員長に15番、田村繁巳議員がそれぞれ選出されました。

以上、報告を終わります。

◆寺坂寛夫 議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第1 議案第1号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号工事請負契約の締結についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

◆寺坂寛夫 議長 日程第1、議案第1号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6

号工事請負契約の締結についてまで、以上6案を一括して議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。各常任委員長の報告を求めます。

総務消防委員長、5番、秋山智博議員。

[5番秋山智博議員 登壇]

- ◆5番秋山智博 議員 総務消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第1号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第2号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第3号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算、議案第4号鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について、議案第5号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について、議案第6号工事請負契約の締結について、以上6案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

- ◆寺坂寛夫 議長 福祉環境委員長、12番大河原昭洋議員。

[12番大河原昭洋議員 登壇]

- ◆12番大河原昭洋 議員 福祉環境委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第1号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、本案は、適切な措置と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第2号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算のうち、本委員会の所管に属する部分、本案は、一部委員の反対がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

- ◆寺坂寛夫 議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ◆寺坂寛夫 議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告により発言を許可します。

8番伊藤幾子議員。

[8番伊藤幾子議員 登壇]

- ◆8番伊藤幾子 議員 私は、議案第2号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算について、反対の討論を行います。

新年度予算の総額は167億7,903万5,000円です。そのうち、新可燃物処理施設建設事業に係る費用が119億1,908万円も計上されており、新年度予算の約7割を占めています。新可燃物処理施設の建設工事は、新年度が最終です。令和4年4月には試運転が始まり、同年8月の本稼働といったスケジュールとなっていますが、これまで述べてきたように、日量240トンの処理能力の妥当性には疑問が残っています。建設及び運営を行う事業者が、ごみが3割減っても高効率発電の発電効率は確保できると言っているわけですから、炉をさらに小さく

することは出来たはずですが。昨日の一般質問では、高効率発電が目的ではないと管理者は答弁されましたが、それならなおさらのこと、高効率発電のことなど気にせず、炉を小さくすること、処理能力を小さくすることが出来たのではないのでしょうか。

住民生活に必要な施設と言いながら、多額な費用を要する事業であるにも関わらず住民からは遠いところにあるように思えてなりません。東部広域行政管理組合におかれては、可燃ごみを燃やすのは仕事というような考えではなく、東部圏域全体のごみの在り方を、構成市町と一緒に考えていただくよう、そのことを述べて討論を終わります。

◆寺坂寛夫 議長 以上で討論を終わります。

これより採決します。

まず、議案第1号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆寺坂寛夫 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆寺坂寛夫 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆寺坂寛夫 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例の一部改正についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆寺坂寛夫 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆寺坂寛夫 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号工事請負契約の締結についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆寺坂寛夫 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

## 第2 閉会中の継続調査について

◆寺坂寛夫 議長 日程第2、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付してありますとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定に基づき、閉会中の継続調査申出書が議長に提出されております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 御異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これで、令和3年2月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時13分 閉会